

令和6年3月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

陸前高田市長 佐々木 拓

市町村名 (市町村コード)	陸前高田市 (032107)
地域名 (地域内農業集落名)	小友地区 <small>(新三日市、旧三日市、両替、茗荷・岩井沢、松山、西の坊、上の坊、柳沢、門前・谷地、唯出西、唯出東、小ケロ・新田、森崎、中里・沢辺、小屋敷・塩谷、矢の浦、瀬沢)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 高齢化が進み、若手農家が少ない。
- シカなどによる農作物被害が多い。
- 山間部の農地はほ場が点在している、区画が小さいなどほ場条件が整っていないため、農地集積が困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 農地中間管理事業による農地の集積を行い、農事組合法人を中心とした水稻及び水稻以外の作物(大豆、野菜等)への取組を進める。
- 新規就農者の育成による後継者の確保を進める。
- 地域で採れた農作物を加工販売する。
- 集落ぐるみによる鳥獣被害対策に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	212 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○農地中間管理事業による農地の集積を行い、農事組合法人を中心とした水稲及び水稲以外の作物(大豆、野菜等)への取組を進める。 ○新規参入を促進して新規参入者にも農地を集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○農業をリタイヤ・経営転換する人及び担い手の分散錯圃を解消するために利用権を交換しようとする人は原則として農地中間管理機構に貸付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
○耕作困難な農地について、ほ場条件を改善するなど、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○地域で農作業体験等受入を行い、新規就農者の育成及び後継者確保につなげる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○地域内で農作業の効率化及び遊休農地の発生防止を図るため、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落ぐるみによる鳥獣被害対策に取り組む。
- ⑩地域で栽培した農産物を加工販売する。